

第4回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年5月24日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者

新井一明委員，伊藤誠紀委員，金川五朗委員，久世美由喜委員，神山光一郎委員，下澤悦夫委員，高岡健委員，畑良平委員，深谷稔委員，三宅俊一郎委員，渡辺かよ子委員，度会さち子委員

（事務担当者）

山本剛史裁判官，若山事務局長，坂下首席家裁調査官，小川首席書記官，寺嶋事務局次長，天野訟廷管理官，安井総務課長

4 議 事

（1）委員長選任 三宅俊一郎委員（岐阜家庭裁判所長）を選任

（2）委員長代理の指名 下澤悦夫委員（岐阜家庭裁判所裁判官）を指名

（3）委員長あいさつ

（4）委員交代報告及び新任委員のあいさつ

神山光一郎委員，深谷稔委員

（5）裁判所からの説明

ア 岐阜家裁における事件概況等について

（ア）平成16年度の家事事件の概況等

（イ）平成16年度の少年事件の概況等

（ウ）人事訴訟事件の現状について

イ 成年後見制度について

（ア）成年後見制度の流れについて

（イ）成年後見事件の概況について

（6）意見交換

テーマ「成年後見制度について」

委員から出された意見等は別紙記載のとおり

（7）次回の意見交換のテーマについて

「少年関係について」

(8) 次回期日

平成17年11月頃の午後1時30分から開催することとし、具体的な期日は今後調整する。

(9) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表し、裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

- 後見人は、本人の財産管理をしていく中で、本人の財産を自由に使えるのか。
- 本人のために使うということであれば使えるが、不正がないようにするために、裁判所では、財産の管理が適正に行われているか定期的に後見監督を行っており、後見人になる人には、このような趣旨をきちんと説明している。
- 後見監督は、実際に誰が行うのか。
- 後見人を監督する責任者は裁判官であり、後見人から提出される報告書や預金通帳の写し等から、過大な支出があったり、不自然な支出があれば、更に突っ込んだ調査を行い、必要な場合は改善を指導をしていくことになる。後見人から報告書を提出してもらうサイクルは、大体1～2年である。後見監督人を付ける場合もあるが、一般の後見開始事件では後見監督人はほとんど使われていない。
- 後見人の仕事は、本人が亡くなったら終わるが、財産が残っていた場合どうなるのか。
- 本人が死亡すれば後見人の仕事は終わり、相続人が引き継ぐことになる。
- 本人に親族が大勢いて、その親族が争っている場合、後見人はどうなるのか。
- 親族間で争いがある場合、一人を後見人にした上、さらにもう一人を後見監督にしてダブルチェックを行うようにすることは、可能である。また、財産管理を行う後見人に弁護士を選任し、身上監護を行う後見人に親族を選任することもある。
- 後見人ではなく本人の身内が、事実上本人の財産を管理している場合、本人から要らないものにまでお金を使っていると苦情を言われた場合、どうするのか。
- 成年後見には該当しないがある程度保護が必要だという場合、本人の判断能力に応じ、保佐人、補助人を選任したらよい。保佐は、常に援助が必要な場合に、補助は、だいたい自分で管理できるが、援助が必要なときもある場合に、それぞれ選任される。
- 社会福祉協議会の人から、1000万、2000万の預金を預かっているが、どうしたらよいかと聞かれることがあった。そのときは本人の判断能力に問題があったので、保佐人を選任して正規のルートで管理するよう言った。これまでに

- も介護士と言われる人が横領したケースがあるが、そういう人も最初から横領するつもりではなく、預かっているうちにだんだんルーズになってきて使い込んでしまった。判断能力のある人は、弁護士との間で財産管理をする契約をした上で、弁護士が預かっておくというシステムだとか、地域福祉事業から成年後見制度の橋渡しをすとか、トータルで考えていくべきで、成年後見制度のみでは限界がある。福祉、医療、民生委員の人達と連携して幅広いネットワークを作ってやっていくべき問題である。
- 裁判所としては、申立てがないと動けないから、市町村の福祉関係の人に申立てをしてもらわないといけない場合もある。今後は福祉関係機関とネットワークを作ってやっていくべきである。
 - 老人ホームに入っているお年寄りで、多くの財産がありながら、身よりがないので、死んだとき、老人ホームの費用を差し引いて、自分の財産を寄付したいという人は、後見制度との関係ではどうしたらよいのか。
 - 任意後見制度と遺言の二段構えでやっておくとよい。認知症になったときは、任意後見人が活動するし、亡くなったときは遺言に基づいて執行できる。弁護士会の無料法律相談もあるので相談されるとよい。
 - 市町村の申立件数が、全国的に増えてきていることがデータで分かるが、どういう事例で増えてきているのか知りたい。また、後見人が本人より先に死んだ場合、どのようにするのか。
 - 後見人が先に死亡すると裁判所が後任を選任する。
 - 岐阜家裁管内の平成16年度の市町村の申立ては6件で、内1件は本庁で、あとは多治見の東濃成年後見センターの申立てによるものである。ここが申し立てたものは、法人が後見人になっている。
 - 岐阜県は市町村の申立てが2パーセントほどだが、それは多治見の成年後見センターが申し立てているからで、そこでは行政が金銭的な援助をし、職員に社会福祉士が大勢いて、弁護士や福祉職の人とチームを組んでやっていくシステム、受け皿がしっかりできている。岐阜市でも申立てをし、予算化もしたということである。
 - 費用のこととか手続の煩雑さから、市町村の成年後見の申立てはなかなか普及しないと聞いたことがあるが、普及策は取られているのか。

- 費用と煩雑さということだが、費用は少ないと思うし、煩雑さというのは市町村の内部の問題だと思う。
- 市町村が申し立てる場合には、親族が申立てできない状況と、公益上必要があるときという要件がなければならない。その要件の調査を慎重にやると時間がかかることから、市町村が消極的になっているものと思う。
- 公益上必要があるときという要件は必要だが、一人暮らしの人がいて、その人の親族が遠方にいる場合などは、市町村の申立てが最後の砦となる。手続費用の点は、立て替えたのちに本人の財産から回収される訳だし、申立手続が煩雑だといふのであれば、弁護士会として講師を派遣してもよい。
- 裁判所は、改善策として、申立人が申立てをしやすくするとともに審理を1か月から1か月半程度で終わることを目標に、申立書一式を改良して作った。従前時間を要した部分である鑑定と調査につき、鑑定は受付と同時に行うこととし、調査も調査の日を受付の段階で申立人に告知し、かつ調査官が調査がし易いようにするためと、親族が申立人になり後見人となるケースが多いことから、スムーズな後見人事務を行っていくために、後見人としても使える財産目録を受付の段階で作成して提出してもらうことにした。これにより審理を迅速に進められることができるようになったし、後見監督を見据えた態勢を整備でき、さらには後見人の将来的な負担を軽減することもできた。
- 申立書式をホームページに載せて、ダウンロードできるとよいと思う。
- 審理期間につき、1か月程度という目標は素晴らしいと思う。本庁ではそういう数値を守れると思うが、支部では必ずしもそうはいかないのではないかとと思われるので、本庁と支部の格差を無くすべきだ。
- 申立てが増えているということは、成年後見制度が社会的に認知されたからだと言える。今後ますます高齢化社会になると、もっと申立てが増えると思われ、現代の高齢化社会には必要な制度である。この制度を活用していくには社会にもっとPRすべきだ。成年後見事件は審判が出てから、20年～30年という期間を管理監督していかなければならないということは、裁判所はなかなかたいへんだと思うが頑張ってもらいたい。今のお話を聞いて、裁判所がいろいろ努力されていることが分かったが、そのようなことをもっとPRすべきだ。
- 成年後見制度については、ホームページを活用して、もっと広く知らしめ、行

政間の格差を無くし、どこの社会協議会もきちんと対応してくれば、この制度がますます広がると思う。